

全消協第48回労働講座

労働安全衛生法について

全国消防職員協議会

四国ブロック幹事

山端 孝明

まず初めに

労働安全衛生法（法律）

- ・国会の両院の議決で成立。

労働安全衛生法施行令（政令）

- ・憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する法令で、閣議で決定。

労働安全衛生規則（省令）

- ・各省大臣が、法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する法令

労働安全衛生法

労働安全衛生法とは？

労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策等については、**労働基準法**（昭和22年）の中で定められていました。しかし、昭和30～40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に災害防止が即応できない等から、労働基準法の「**安全及び衛生**」の部分と労働災害防止等に関する法律の「**労働災害防止計画**」及び「**特別規制**」を統合したものを母体とし、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の充実強化を図るため、**労働安全衛生法**が制定（昭和47年）されました。

他の法律同様に罰則が設けられており

最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金、最低50万円以下の罰金

労働安全衛生法 (第1条)

(目的)

① 職場における労働者の安全と健康を確保する

- ・ 労働災害を防ぐための危害防止基準の確立
- ・ 事業場内における安全衛生管理の責任体制の明確化
- ・ 事業者の自主的安全衛生活動の促進

② 労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する

労働安全衛生法 (第3条)

(事業者の責務)

- ① この法律で定める労働災害を防ぐための最低基準を守らなければならない
- ② 快適な職場環境を実現させる
- ③ 労働条件を改善させる
- ④ 職場の労働者の安全と健康を確保する
- ⑤ 国が実施する労働災害を防ぐための施策に協力する

労働安全衛生法 (4条)

労働者側の責務

- ① 労働災害を防ぐために必要事項を守る
- ② 事業者やその他の関係者が行う労働災害を防ぐ措置に協力する

労働安全衛生管理体制について

労働安全衛生法では管理体制を制度化し、事業者の責任を明確化し、事業場全体の安全管理体制を充実させることにしました。

具体的には？

事業者

総括安全衛生管理者

安全管理者

衛生管理者

産業医

安全衛生推進者

衛生推進者

総括安全衛生管理者

- ▶ 安衛法は事業場の実質的な責任者である工場長などを総括安全衛生管理者として選任することで、ラインを通じた安全衛生管理を徹底させることにしました。

すなわち、総括安全衛生管理者は事業場の実質的な統括責任者の位置付けになります。

一定の事業場では、安全管理者や衛生管理者の選任が義務付けられています。

総括安全衛生管理者の業務は、それらの者の指揮や下記の事項を管理することで、事業場全体の安全衛生管理を統括することです。

- (1)労働者の危険または健康障害を防ぐための措置に関すること
- (2)労働者の安全または衛生教育の実施に関すること
- (3)健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること
- (4)労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること
- (5)労働災害を防ぐために必要な業務で、(1)～(4)の他に厚生労働省令で定めるもの

安全管理者とは

安全管理者の業務は、以下の事項のうち、安全に関する技術的事項の管理です。

- (1)労働者の危険または健康障害を防ぐための措置に関すること
- (2)労働者の安全または衛生教育の実施に関すること
- (3)健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること
- (4)労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること
- (5)労働災害を防ぐために必要な業務で、(1)～(4)の他に厚生労働省令で定めるもの

衛生管理者とは

▶ 衛生管理者の業務は、以下の事項のうち、衛生に関する技術的事項の管理です。

(1)労働者の危険または健康障害を防ぐための措置に関すること

(2)労働者の安全または衛生教育の実施に関すること

(3)健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること

(4)労働災害の原因調査及び再発防止対策に関すること

(5)労働災害を防ぐために必要な業務で、(1)～(4)の他に厚生労働省令で定めるもの

衛生管理者は業種を問わず、常時使用する労働者数が50人以上の場合は選任しなければなりません

産業医

労働者の健康を確保するためには、専門家による協力・指導が望ましいことから、一定規模以上の事業場では、産業医の選任が義務付けられています。

選任しなければならない事業場は、業種を問わず常時使用する労働者数が50人以上の所です。**50人未満**の事業所の場合は、医師や地域産業保健センターの名簿に記載されている、保健師などに健康管理の全部又は、一部を行わせるよう努める。

産業医の数は、常時使用する労働者数が3000人以下の場合は1人以上、3000人を超える場合は2人以上となっています。

なお、常時使用する労働者数が1000人以上、及び一定の有害な業務に常時500人以上の労働者が従事させる事業場では、業種を問わず専属の産業医を選任しなければなりません。

29年6月から事業者は1月当たり100時間を超えた労働者が発生した場合は氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない

(労働安全衛生規則52条の2 関係)

産業医の業務内容

- ①健康診断の実施や面接指導の実施。
- ②作業環境の維持管理
- ③作業の管理
- ④健康教育、健康相談
- ⑤衛生教育について
- ⑥労働者の健康障害の調査及び措置

※産業医は少なくとも毎月1回、作業場を巡視し労働者の健康障害を防ぐ措置を実施する必要があります。

安全衛生推進者・衛生推進者

小規模事業場の安全衛生管理体制の強化するために選任。安全管理者や衛生管理者のような選任報告義務はないが、事業者はその者の氏名を作業場の見やすい場所に掲示するなどして、関係労働者に知らせないといけない。

安全衛生推進者	衛生推進者
使用する労働者数が10人以上50人未満で、次に掲げる業種の事業場 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業、機械修理業、鋳業、建設業、運送業、林業、卸売業及び小売業（各種商品及び家具・建具・じゅう器に限る）、燃料小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業	使用する労働者数が10人以上50人未満で、安全衛生推進者を選任すべき業種以外の事業場

安全委員会（17条）

施行令第8条に定められている

- 1 労働者の危険を防止するための基本となるべき
対策に関すること
- 2 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係る
ものに関すること
- 3 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に
関する重要事項

衛生委員会（18条）

常時50人以上の労働者を使用する事業場（施行令第9条）

審議内容

- 1 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 2 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 3 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関すること
- 4 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

安全衛生委員会（19条）

事業者は安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる

安全委員会及び衛生委員会の調査審議事項のすべてを調査審議し、事業者に対し意見を述べるものとする

（労働安全衛生法第19条1項）。

労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。

（労働安全衛生規則第23条の2）

安全衛生委員会の法的な位置づけ（長所）

- ①各事業場に設置することになっており、安全・健康問題を発生時点に近いところで取り上げられるので、きめ細かい対策を進めていくことができる
- ②法規により、月1回以上開催しなければならない
- ③労使対等の原則により運営できる
- ④多数決で物事を決めない原則に基づいているので、継続的な取り組みを進めていきやすい
- ⑤労使直接参加のもとで、積極的な職場の改善をすすめていきやすい
- ⑥労働時間内に活動できる

安全衛生委員会の法的的位置づけ（短所）

- ①調査審議し意見を述べている機関であって決定機関でないため、提案されたことを実現しにくい
- ②話し合いに基づく委員相互の合意を基本としているため、具体的な対策の合意に達せず、漠然とした意見交換会に終わってしまう恐れがある
- ③設置基準により小規模事業所がカバーされていない

委員会の会議（規則23条）

- 1 毎月1回以上開催するようにしなければならない
- 2 委員会の都度遅滞なく議事の内容を労働者に通知させなければならない
 - ①常時各作業場の見やすい場所に掲示、又は備え付けること
 - ②書面を労働者に交付すること
 - ③磁気テープ、磁気ディスクに準ずる物に記録し、各事業場に労働者が記録の内容を常時確認できる機器を設置すること
- 3 委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、3年間保存しなければならない

高松消協の取り組み

市役所の安全衛生委員会にオブザーバー参加

消防局で立ち上げた検討委員会・部会・P Tに
協議会枠を設置

消防職員参事ストレス研修講座受講
(公費での受講に変更)

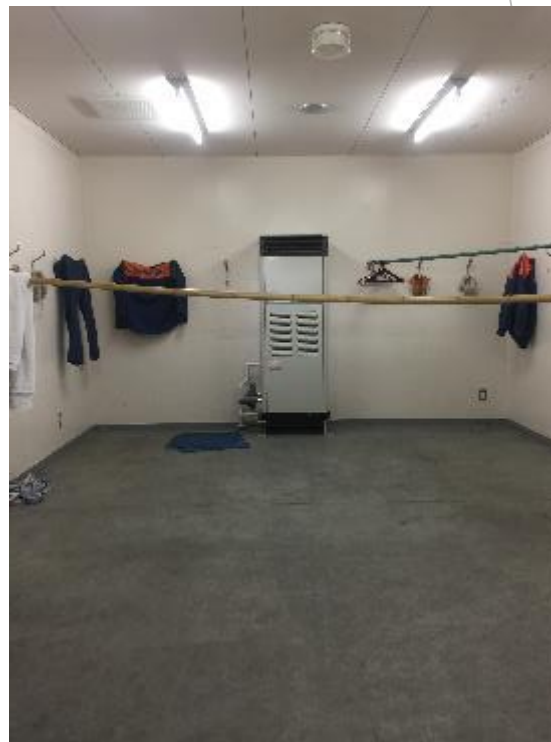
職場環境



車庫



防火衣置き場



乾燥室

排気ガス排出



生活支援施設







女性職員用の施設



女性施設入口



女性休養室（6帖）



浴室

ストレスチェック

労働安全衛生法の一部改正

- ①平成27年12月から労働者50名以上の事業所にストレスチェックが義務化されました。（50人未満の事業所では努力義務）
- ②結果通知で高ストレスと判断されれば希望すれば医師による面談を行う。

ストレスチェック制度の目的は3つあります。

- (1) メンタルヘルス不調の一次予防
- (2) 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- (3) 職場環境の改善

「実施をしなくても罰則規定はなし」

しかし労働基準監督署に対する報告義務はある

(労働安全衛生法第100条に違反)

まとめ

職場における労働安全衛生とは労働者が健康を保ちながら危険なく安心して働ける職場づくりであり、健康に対しては職場環境の改善（体の健康）とメンタルヘルス教育（心の健康）を行うことによるセルフケアや良好な人間関係の構築によるラインケアが必要である。危険なく安心して働くには現場や資器材を含めた安全管理体制の確立が必要である。

聴講ありがとうございました